

厚生労働省

施策	施策の内容	令和元年度 予算額 (百万円)	令和2年度 概算要求額 (百万円)
1. 家庭における食育の推進	「健やか親子21」による母子保健活動の推進 「健やか親子21(第2次)」(21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画)による母子保健活動の推進を行う。	20	20
2. 学校、保育所等における食育の推進	—	—	—
3. 地域における食育の推進	国民健康づくり運動の推進(「健康日本21(第二次)」) 平成25年度からの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」を国民の自主的な参加による国民運動として、普及推進を図るとともに、国民の身体状況や食生活等の状況を明らかにする国民健康・栄養調査の実施、最新の科学的根拠に基づく食事摂取基準の策定など、健康増進の総合的な推進を図る。また、「成長のための栄養サミット2020(仮称)」に向けて、これまでの我が国の栄養政策における取組の成果や今後の取組の方向性について、データや資料を取りまとめる。	667	1019
	8020運動・口腔保健推進事業 都道府県が実施する歯の健康づくりのために行われる地域の実情に応じた歯科保健医療事業の円滑な推進を支援する。	403の内数	836の内数
	子どもの生活・学習支援事業 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親の家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。	12,961の内数	13,302の内数
4. 食育推進運動の展開	—	—	—
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	—	—	—
6. 食文化の継承のための活動への支援等	—	—	—
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	食品に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進 食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者などへの積極的な情報の提供や双方向の意見交換を行う。	9	9

令和2年度食育関連予算について

厚生労働省
令和元年9月

厚生労働省における食育関連主要事業について

「第3次食育推進基本計画」

第3 食育の総合的な促進に関する事項

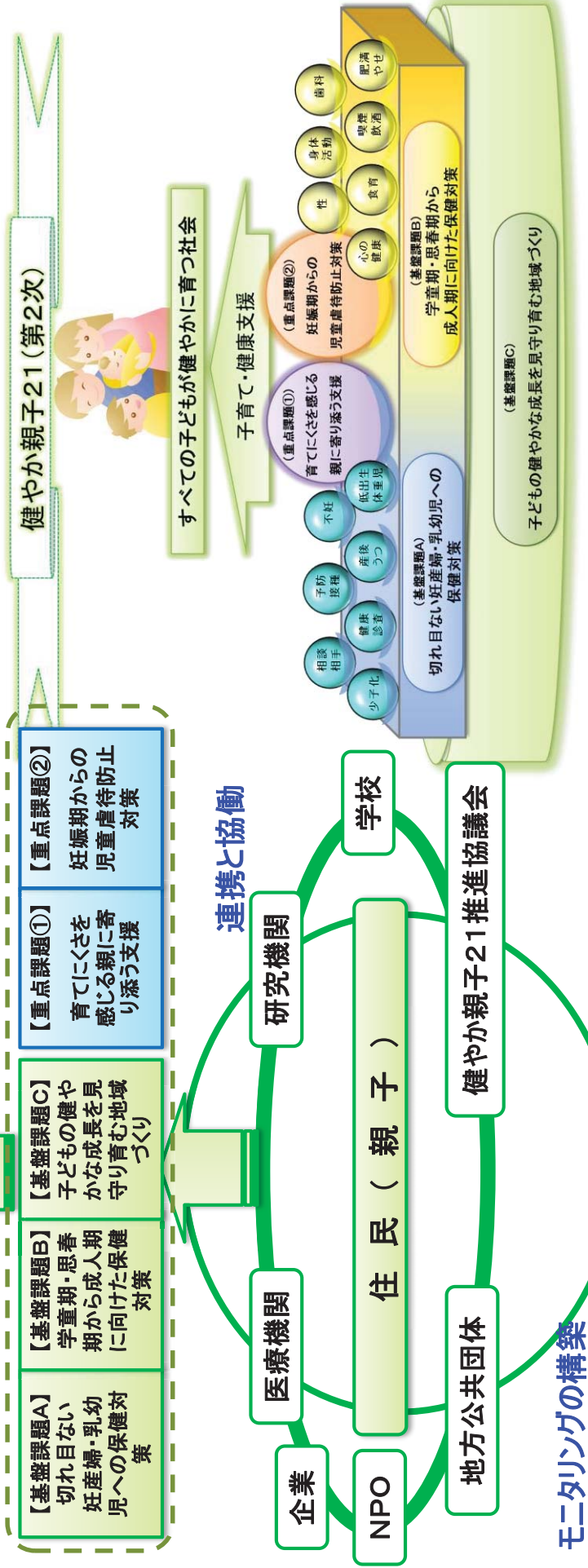
-
- | | | |
|---|---|----------------------------------|
| 1. 家庭における食育の推進 | → | ・「健やか親子21」による
母子保健活動の推進 |
| 2. 学校、保育所等における食育の推進 | | |
| 3. 地域における食育の推進 | → | ・国民健康づくり運動
「健康日本21」の推進 |
| 4. 食育推進運動の展開 | | ・ 8020運動・口腔保健推進事業 |
| 5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等 | | ・ 子どもの生活・学習支援事業
(居場所づくり) |
| 6. 食文化の継承のための活動への支援等 | | |
| 7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進 | → | ・ 食品に関する情報提供や
リスクコミュニケーションの推進 |

「健やか親子21」による母子保健活動の推進

【令和2年度概算要求額 20百万円】
 (令和元年度予算額 20百万円)

○21世紀の母子保健の取組の方向性を提示すると同時に、目標値を設定し、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現



【令和2年度概算要求額 1019百万円】
(令和元年度予算額 703百万円)

国民健康づくり運動「健康日本21」の推進予算

〈主要事業〉

□ 健康寿命の延伸を目指した「健康日本21」の推進

- 健康日本21(第二次)推進費 〈令和2年度概算要求額 169百万円(元年予算額 169百万円)〉
- 健康日本21(第二次)分析評価事業 〈令和2年度概算要求額 38百万円(元年予算額 28百万円)〉

□ 科学的根拠に基づく基準等の整備

- 国民健康・栄養調査の実施に係る経費 〈令和2年度概算要求額 345百万円(元年予算額 148百万円)〉
- 食事摂取基準関連経費等 〈令和2年度概算要求額 10百万円(元年予算額 12百万円)〉

□ 管理栄養士等の養成・育成、地域における栄養指導の充実

- 管理栄養士等の資質確保、向上 〈令和2年度概算要求額 82百万円(元年予算額 80百万円)〉
- 糖尿病予防戦略事業 〈令和2年度概算要求額 37百万円(元年予算額 37百万円)〉

□ 栄養サミット2020を契機とした食環境づくり

- 栄養サミット2020におけるテクニカル・セッション開催経費 〈令和2年度概算要求額 81百万円〉
- 栄養サミット2020を契機とした国際貢献に向けた調査事業 〈令和2年度概算要求額46百万円〉
- 自然に健康になれる食環境づくり推進事業₁₂ 〈令和2年度概算要求額 39百万円〉

健康寿命をのばす国民運動 ＜スマート・ライフ・プロジェクト＞



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾病を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙・受動喫煙防止」「健診・検診の受診」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

＜事業イメージ＞

厚生労働省



＜健康寿命をのばそう！アワード表彰式＞

○企業・団体・自治体への参画の呼びかけ

○社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供

○大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」

○「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開

○「いきいき健康大使」による、各種イベントでの健康づくりの呼びかけ



企業・団体
自治体

・メディア
・外食産業



・フィットネスクラブ
・食品会社
等



社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、健診・検診促進のためのポスター等による啓発
→ 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）
→ 企業等の社会貢献と広報効果

社会全体としての国民運動へ

8020運動・口腔保健推進事業

令和2年度概算要求額：836百万円
(令和元年度予算額：403百万円)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年9月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標:50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、係る観点からエビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

補助対象:都道府県
補助率:定額

- 1)8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2)8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するため必要となる事業
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
ウ その他、口腔保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

733,956千円(301,054千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

[補助率:1/2]

- 1)口腔保健支援センター設置推進事業
- 2)歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3)調査研究事業
 - ・歯科口腔保健調査研究事業
 - ・多職種連携等調査研究事業

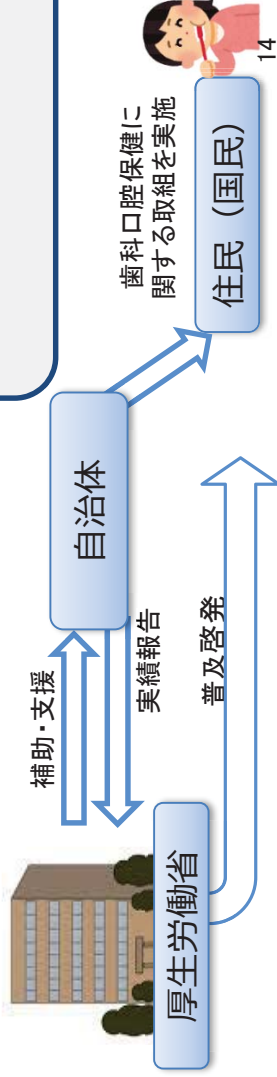
[1)~3)の補助対象:都道府県、保健所を設置する市、特別区]

- 4)口腔保健の推進に資するため必要となる普及・促進事業

- ①歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業
- ②歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
- ③歯科口腔保健推進体制強化事業

地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

[4)の補助対象:都道府県、市町村、特別区(但し、都道府県が事業を実施している地域内の市町村は除く)]



3. 歯科口腔保健支援事業

1,326千円(1,326千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。

子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

【令和2年度概算要求額(案)】 133億円の内数
(令和元年度予算額 159億円の内数) (母子家庭等対策総合支援事業)

目 的

- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。

事業内容

- ①及び②の支援を組み合わせて実施することを基本とし、これに加えて、③の支援を地域の実情に応じて実施する。
 - ① 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
 - ② 学習習慣の定着等の学習支援
 - ③ 食事の提供



《②：東京都世田谷区》



《②：東京都江戸川区》



《③：北九州市》

実施体制・実施方法

- 地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子どもの福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子どもに対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子どもの良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。
- 食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理等に十分配慮する。また、食材の確保には、地域の農家、フードバンク等の協力を得る。
 - (食料費は、実費徴収可)
- 支援員の募集・選定・派遣調整、教材作成等を行うコーディネーターや、支援員の指導・調整、運営管理等を行う管理者を配置する。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市区町村

(事業の全部又は一部を民間団体等に委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【令和2年度概算要求額(案)】 133億円の内数

(母子家庭等対策総合支援事業)

【29実績(延べ利用人数)】 232,391人

＜実施場所＞

児童館、公民館、民家等



コーディネーター・管理者

15

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



＜支援の内容(例)＞

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



食品に関する情報提供やリスクコミュニケーションの推進

【令和2年度予算案額 9百万円】
（令和元年度予算額 9百万円）

意見交換会等

全国各地において

- ・食品中の放射性物質
- ・輸入食品の安全性確保
- ・健康食品 など

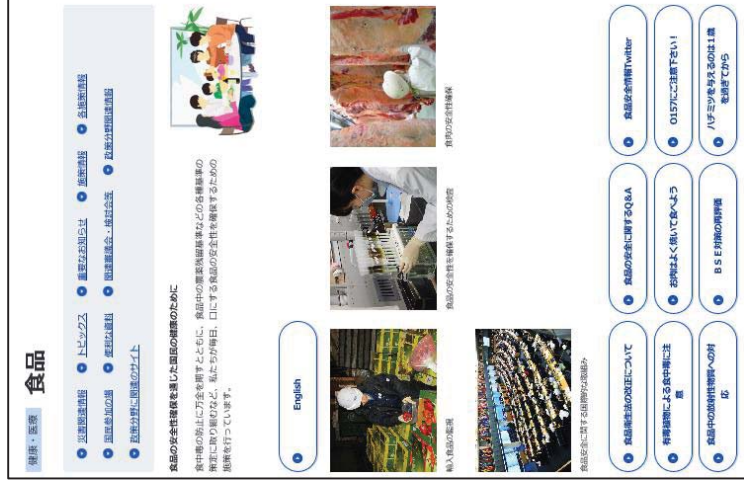
をテーマに意見交換会等を開催



ホーム・ミ

厚生労働省ホームページ「食品」において、緊急情報やトピックス、施策別の詳細な情報やパンフレット・リーフレットを提供・公開

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunit/suite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/in dex.html



Twitter

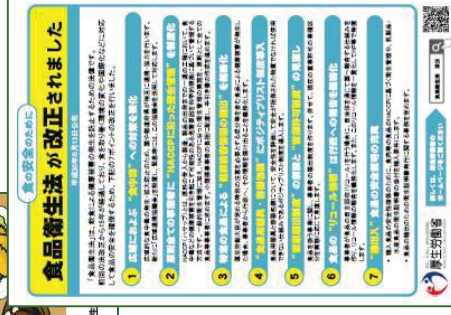
厚生労働省の食品衛生行政に
連する情報を積極的に発信

厚生労働省Twitter：
<https://twitter.com/MHLWitter>
食品安全情報Twitter：
https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN



リーフレット等の作成

食品安全全般、食中毒予防（有毒植物、カンピロバクター、リストeria等）について、一般国民向けのリーフレットを作成



各自治体の協力のもと、意見交換会の開催やリーフレットの配布を行っている。